

## 京都府民総合交流プラザ・京都テルサにおける 電力調達に係る一般競争入札の参加資格審査の申請について

一般財団法人京都府民総合交流事業団が実施する電力調達に係る一般競争入札に参加しようとする場合は、以下のとおり申請書類を作成の上、参加資格の審査を受けてください。

### 1 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

#### (1) 申請書の提出期間等

##### ①提出期間

令和4年11月10日(木)から同年11月30日(水)午後5時まで

##### ②提出場所

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町70番地

一般財団法人京都府民総合交流事業団 京都テルサ事務室

電話番号(075)692-3400

##### ③提出方法

原則、郵送によるものとし、書留郵便等にて提出期間の最終日の午後5時までに必ず到着するようにしてください。もし持参される場合は、上記提出期間中の平日午前9時から午後5時までに、来館時間をご連絡いただいた後にお越しください。

##### ④提出書類

入札参加資格審査提出書類一覧をご覧ください。

### 2 申請することができる者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者

(3) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者

(4) 申請書の提出期間の最終日から入札の日までの期間に、京都府の一般競争入札について入札参加停止とされていない者であること

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録をうけている者

(6) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者

(7) 適正な電力供給のための体制が確立されて、供給約款等が整備されている者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しない者

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

### 3 問い合わせ先

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町70

一般財団法人京都府民総合交流事業団 施設担当

電話番号（075）692-3400

### 4 審査結果について

審査結果については、令和4年12月6日（火）以降に通知いたします。